

おはようございます。本校校長の小島と申します。本日はお忙しい中、授業参観、そして全体会にも足を運んでいただきありがとうございます。

流山小学校にお世話になって4年目となりました。着任した時はコロナの前で、全校一斉の秋季大運動会を実施しましたが、年度末3月に突然全国一斉休校になり、翌令和2年度・3年度はコロナ対策の中で宿泊行事が中止になるなど、これまでにない学校生活となりました。本日、しばらくぶりに多くの保護者の皆様と対面できましたことを心からうれしく思います。そして、これまで、どのような状況にあってもご理解とご協力をいただきました保護者の皆様に、心よりお礼申し上げます。

さて、今日は、「令和4年度の学校経営方針・学校教育目標について」やコロナ下での本校のあゆみ、今年度の予定などについてお話をさせていただきます。また、PTA本部より安全見守り活動についてご案内があります。せっかくの機会ですので、最後に質疑応答の時間も取りたいと思っています。どうぞよろしく願いいたします。

まず、私からは本校の学校経営方針・学校教育目標についてお話させていただきます。こちらを（資料①グランドデザイン）をご覧ください。

学校経営方針は「地域とともにつくる日本一楽しい学校」です。これは、保護者の皆様を含めた地域と連携して、子供たちを育てていきたいと思います。そして、日本一楽しい学校は、他の学校との比較ではなく、日本中の学校が、そこに通う子供にとって一番楽しい学校であってほしい、という願いからです。

特に今年は、創立150周年をお祝いする年になっていますので、「～150年の歴史と伝統を大切に未来に向かって～」というサブテーマをつけました。

そして、目指す学校の姿として、誠意・スピード・清潔感をモットーに、保護者・地域に開き、信頼される学校としました。

学校教育目標は「人間性豊かなたくましい児童の育成」で、その具体的な姿として、進んで考え、よいと思うことを進んで実行し、進んで運動する子どもをあげています。

最後に3つのことを保障していくことを流山小学校の教職員の使命としてあげています。

1つ目は「安心・安全」です。最悪を想定し、慎重かつすみやかに誠意をもって組織で対応する「危機管理のさしすせそ」を共通理解し、その実践に努めています。

しかし、先日6月3日のゲリラ豪雨に関しましては、天気予報を確認し児童の下校時刻を検討ながらも、実際の雨雲の動きが予想以上にはやく、今下校させれば帰宅時まで大丈夫だろうとの判断をした結果、多くの児童がひょうや雷雨に見舞われてしまいました。また、急に大雨が降ってきたので少し遅れて下校しようとした児童は学校に留め置くことになり、引き渡しや集団下校をすることになりました。今回のケースでは、確実に安全を確保するために、児童全員の下校を遅らせるべきであったと振り返り、多くの教訓を得ました。土日の休みを挟んで、全学級で児童にその日の下校時の様子を聞き取ったところ、各ご家庭や地域のお店の方々などにとってもお世話になったことがわかりました。この場を借りて、お詫びとお礼を申し上げます。

2つ目の保障は「学び」です。教師自らが主体的かつ謙虚に子供とともに学びます。本校は37学級あります。学級担任の中にはベテランの教員も多数おりますが、教員経験が3年未満の者が占める割合も多く（約3割）、若手のエネルギーや意欲に助けられることも多々ありますが、教職の専門性を高める人材育成は、学校の最重要課題の一つとなっております。本校では研究主任を中心に校内研修を組織的・計画的に行っているほか、県の初任者研修、2・3年目研修、中堅研修などを活用して専門性の向上に努めています。今年度は「プロフェッショナル仕事の流儀」や「世界一受けたい授業」などテレビでも人気のある先生を講師にお迎えして、授業づくりの研修や、働き方の見直しを図るための研修を実施する計画を立てています。

3つ目の保障は「人権」です。子供の人格を尊重し、一人一人の特性を認め、生かします。身近な環境である教職員の言動は、子供たちが正しい人権意識を育むためにとても大切だと考えています。このことは、いじめの未然防止や早期対応にもかかわってきます。そして「いじめ」は重大な人権侵害であるとの認識で、国のいじめ防止対策推進法、千葉県や流山市の

いじめ防止基本方針をもとに、流山小学校いじめ防止基本方針（資料②流山小学校いじめ防止基本方針）を定めていますので、少し説明をさせていただきます。

本方針はホームページにも公開しておりますので、ぜひ閲覧していただければと思います。本日は、時間の都合ですべてをご説明することはできませんが、いくつか抜粋してお話させていただきます。

まずはいじめの定義の概要です。いじめは、（児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と）一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与えるものであって、（当該行為の）対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。この定義に当てはまる行為は、一度きり、悪ふざけ、お互い様であってもいじめとして対応します。

いじめ防止対策推進法第4条に「児童等はいじめを行ってはならない」と書かれており、いじめが法律で禁止されていることを子供たちに周知しています。

本校では、いじめがおきにくい、温かい信頼ベースの学級づくりを軸にいじめの未然防止に努めながら、日常の観察や生活アンケート、中学年以上が実施するQ Uテストや高学年で実施のストレスチェックテストなどあらゆる場面でいじめの兆候や実態をつかみ、早期に発見し、早期に対応できるよう教職員間の報告・連絡・相談に力を入れており、いじめの情報が報告され次第、どのように対応していくかを校内の「いじめ対策協議会」を開いて検討します。

そして子供の心情に配慮しながら丁寧に聞き取りをし、いじめの事実が確認された場合には再発防止のために、ご家庭と連携したいじめられた児童の安全確保等の支援と、いじめを行った児童への指導及びその保護者への助言を継続的に行います。

令和元年より、流山市教育委員会の中にいじめ防止相談対策室が立ち上げられ、スクールロイヤーの先生が常駐されていますので、本校ではこのところ毎年、5・6年生にはいじめ防止授業を行っていただいています。今年度は、1～4年生にも担任が行ういじめ防止授業の実践マニュアルが作成されましたので、どの学級でも一度はいじめ防止授業を行います。

保護者の皆様にとってはお子さんがいじめられても、いじめる側になっても辛いと思います。流山小学校に異動してきた先生方や来校者の方々からは、「流山小の子供たちはとても素直ですね！」とよく誉めていただいています。これは各ご家庭での教育の賜物と思っております。学校はいじめの未然防止に努めてまいります。ご家庭でも、善悪の判断や自己中心的な言動への助言指導、思いやりの心をはぐくみ、多様な個性を認める家庭教育を、引き続き、よろしく願いいたします。

もう一つ、本日も暑くなってきましたが、熱中症対策とマスクについてです。

（資料③流山小学校熱中症対策基準表 資料④学校でマスクはどんな時にはずしていいの？）

命の危険に直結する熱中症を防ぐため、本校では、校庭と体育館に熱中症アラームを設置しています。熱中症指数が高く運動禁止の時は赤旗、水分補給を行いながらも激しい運動は控えるときはオレンジ色、など指数による対応を旗の色で知らせています。旗が出ていなくても、暑い季節や運動時はマスクは外した方がよい、としています。このほど文部科学省からもマスクをはずして良い場面について通知がありました。しかし、長い期間マスク着用に慣れた子供たちの中には、マスクを外すことに抵抗を感じている児童もおります。まずは、私たち教職員が、屋外で、距離を取れるときにはマスクを外すなど、「マスクを外しても大丈夫」というところを見せてあげられるようにしたいと思っています。ご家庭でも、場に応じたマスクの着用、特に、猛暑の中の登下校や外遊びの時などには友達との間隔をとったうえでマスクをとり、熱中症から身を守ることができるようにお伝えいただきたいと思います。

最後になりましたが、本校では、知的・情緒の特別支援学級、言語通級指導教室など個に応じた教育の充実に力を入れています。他にも、登校に不安を感じたり、授業時間の一部を静かな部屋で過ごしたいなどの時に、保護者の方とご相談のうえ、校長室の隣の「ほっとルーム」という居場所を提供しています。

いじめ、不登校をはじめ、お子様に関するご相談は、担任だけでなく、管理職、保健室、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラーなどいつでも受けておりますのでお声がけください。

以上、ごあいさつと学校経営方針とさせていただきます。ありがとうございました。

